

香川県広域水道企業団水道事業等審議会規程をここに公布する。

令和5年6月9日

香川県広域水道企業団企業長 池 田 豊 人

香川県広域水道企業団企業管理規程第6号

香川県広域水道企業団水道事業等審議会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、香川県広域水道企業団水道事業等審議会条例（令和5年度香川県広域水道企業団条例第1号）第6条の規定に基づき、香川県広域水道企業団水道事業等審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員以外の者の出席)

第2条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議に出席して意見を述べさせ、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第3条 審議会の庶務は、企画調整課において処理する。

(委任)

第4条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。